

特許法施行規則の一部を改正する省令について

平成 18 年 8 月
特許庁制度改正審議室

1. 改正の必要性

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令(平成18年政令第260号。以下「改正政令」という。)の施行に伴い、関連する規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

改正政令において、資力に乏しい者(自然人及び法人)を対象とした特許料及び審査請求料の減免措置について、特許法施行令(昭和35年政令第16号)及び特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号)に規定する資力に乏しい法人の適用要件から「設立の日以後10年を経過していないこと」を除外することに伴い、特許法施行規則(昭和35年通商産業省令第10号)において規定する「設立の年月日」を記載した書面の規定の削除等、所要の整備を行う。

3. 施行期日

改正政令の施行の日(改正政令の公布の日)から施行する。